

## これまでの意見の整理(案)

## &lt;目次&gt;

## 【はじめに】

## 1. 基本認識

- (1) 国立文化施設等の使命
- (2) 国立文化施設等の基本的特性

2. 独立行政法人制度について

- (1) これまでの経緯
- (2) 独立行政法人制度への移行後の改善点及び問題点
  - ア 改善点
  - イ 問題点

## 3. 見直しの方向

- (1) 基本的考え方
- (2) 法人の目標設定及び評価
  - ア 目標の内容等
  - イ 目標の設定と評価の内容・手続
  - ウ 評価結果の取扱い
- (3) 法人の予算措置・財源確保
  - ア 継続的な業務運営を確保するための予算措置の在り方
  - イ 自己収入増に向けたインセンティブが働く仕組み
- (4) 収蔵品等の充実に向けた取組
  - ア 収蔵品等の充実
  - イ 目的積立金制度の改善、基金の設定等
- (5) 法人のガバナンス、国の関与
- (6) 組織体制、人員配置の在り方

## 4. 見直しに当たって留意すべき事項

- (1) 収蔵品等の取扱い
- (2) 寄附税制の充実
- (3) 博物館法の取扱い
- (4) 日本芸術文化振興会に関する個別事項
- (5) その他

## 【おわりに】

## これまでの意見の整理(案)

### 【はじめに】

- 本検討会では、本年9月の第1回会合以来、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会及び国立科学博物館(以下「国立文化施設等」という。)について、独立行政法人制度移行後の課題、事業仕分けにおける指摘、関係各方面で行われている議論等を踏まえつつ、今後の望ましい運営の在り方について検討を行っている。

### 1. 基本認識

#### (1) 国立文化施設等の使命

- 国立文化施設等は、国の文化芸術の保存、継承、発信や科学研究の基盤づくり、国民の科学リテラシーの涵養の我が国の中核的拠点として重要な使命を担っている。全国の博物館、美術館、劇場等の振興に寄与するとともに、我が国にとって特に貴重な文化的資産や自然物を国民共有の財産として蓄積、提供すること、すなわち過去から現在に至るまでの社会が生み出している様々な価値や人々を取り巻く自然を記録、蓄積するとともに、現代及び将来に向けて発信する「次世代への継承」という役割は、他の機関ではなし得ない重要な使命である。
- こうした使命を踏まえれば、国立文化施設等は、大英博物館、ルーブル美術館やスミソニアン機構等の諸外国の施設と同様に、ナショナルセンターとして、「国民のアイデンティティ」「国の誇り」「国の顔」を体現する機関であり、文化芸術分野等における国際貢献、我が国の国際社会における存在感の向上に向けて、今後一層積極的な役割を果たしていくことが望まれる。
- 我が国には、世界に誇るべき多彩で優れた、そして厚みのある文化芸術が各地域に存在している。そもそも文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、人々の活力や創造力の源泉となるものである。それと同時に、現代社会の様々な課題解決のために近年ますますその重要性が高まっており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業、地域活性化等幅広い分野に対する波及力を持つものである。
- 国立文化施設は、こうした文化芸術振興のための国の政策の中核を担い、国民が文化芸術を享受、共有するための重要な機関として、それらの機能を一層充実強化し、事業が継続的かつ安定的に行われるようにすることが極めて重要であり、必要不可欠である。
- また、人々が自然や科学技術に関する認識を深め、人間と自然、科学技術の望ましい関係について考える上で、科学リテラシーは不可欠なものであり、国立科学博物館はその涵養の拠点としても重要であることについて強く認識されるべきである。
- しかしながら、現在の我が国の文化関連予算について見ると、諸外国に比して貧弱であると言わざるを得ず、とりわけ国立文化施設等は、後述するとおり、独立行政法人への移行後、全ての独立行政法人に一律に課せられている一般管理費、業務経費や人員の削減等により、それらの使命の達成や「国の顔」としての機能の発揮はおろか、法人としての存立基盤すら危機にさらされていると言っても過言ではない。
- まず出発点として、本検討会としては、仮にこうした事態がこのまま続けば、我が国の文化破壊につながりかねないという危機感を強く表明する。そして、今こそ、国民一人一人が大切な問

題として公立文化施設等の在り方を考え直すべきであること、また、国に対しては「国家百年の計」をもって文化政策の舵を取り、国立文化施設等の機能の充実強化とそれに必要な予算の拡充を図るべきことを強く訴えたい。同時にこれらを指定管理者制度の導入等により疲弊する公立文化施設等に対するメッセージとしても位置付けたい。

## (2) 国立文化施設等の基本的特性

- 国立文化施設等の事業内容はそれぞれ異なるものの、概ね共通して見られる特性として、次のようなものが考えられる。国立文化施設等の今後の望ましい運営の在り方の検討に当たっては、こうした事業の基本的特性を十分に踏まえる必要がある。
- ① 国の文化政策等の下、基礎的・先端的研究や国際協力の実施など、内外への文化発信と次世代への継承の役割を担うとともに、国内の各文化施設、研究機関等に対する牽引的な役割(ナショナルセンター機能)を果たすこと。
- ② 展示公開や公演等を通じて入場料収入等が見込めるが、自己収入のみによる独立採算はそもそも不可能であり、公的な財政支援を受けることが不可欠であること。
- ③ 文化に関する価値そのものを扱うため、事業運営に当たって自立性が求められること。
- ④ 収蔵品等の収集、展示・公演企画、調査研究、専門的職員の育成等の事業が継続的、安定的に行われることが求められること。
- ⑤ 展示・公演には、高度に専門的な企画・制作、コレクション収集・保管、調査研究等が求められるとともに、そのための専門的人材が必要であること。

## 2. 独立行政法人制度について

### (1) これまでの経緯

- 我が国の文化芸術については、平成13年12月の文化芸術振興基本法施行以降、同法及び文化芸術の振興に関する基本的な方針「(基本方針)」に基づき各般の振興方策が講じられてきた。平成19年2月には、「第2次基本方針」が策定され、「文化芸術立国」を目指すことが謳われ、国立文化施設はその中核を占める機関として重要な役割を担ってきた。  
また、国立科学博物館は、自然史・科学技術史に関する中核的研究機関、主導的な博物館としての役割を担ってきた。
- 一方で、国の行政改革の一環として、平成13年4月から独立行政法人制度が導入され、制度導入に合わせて、国立美術館、国立文化財機構及び国立科学博物館が国の機関から、平成15年10月には日本芸術文化振興会が特殊法人から、それぞれ独立行政法人に移行した。
- 独立行政法人への移行から間もなく10年が経過しようとしているが、この間、(2)に述べるとおり、様々な改善点が見られる一方、多くの問題点も浮彫りとなってきている。
- こうした中、政府の行政刷新会議は、平成21年11月から、国の行う各事業について税金がどう使われ、その効果がどの程度あるのかを検討し、事業の必要性などを判定する「事業仕分」を実施している。平成22年4月に行われた「事業仕分第2弾」では、国立美術館及び国立文化財機構に関し、機動的な美術作品購入等が可能となる仕組み等、「適切な制度の在り方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る」べきであるとの評価結果が示された。また、国立科学博物館

に関しても、資料収集・保管(YS-11の所蔵保管)に関し、「自己収入の拡大や民間からの協賛・寄附の募集を積極的に行う」べきであるとの評価結果が示された。

## (2) 独立行政法人制度への移行後の改善点及び問題点

### ア 改善点

独立行政法人制度の導入を機会に、各国立文化施設等が事業を実施する上で、業務運営の柔軟化・弾力化、法人の長によるトップマネジメントの導入による組織改革の促進、業務運営の透明化等、法人運営について改善された点は少なくなく、こうした点は評価されるものである。

- 経営者の裁量権と責任による自立的運営の中で、独立行政法人の基本的な業務運営に必要な経費として支弁される運営費交付金による柔軟な使途と執行が可能になった。
- 第三者からの評価が入るようになった結果、法人としての経営の視点が明確になり、利用者の視点、「お客様」という意識が生じた結果、利用者目線の取組や利用者サービスの向上、組織の活性化など、多くの改善につながった。
- 国内外の文化施設等に対する「ナショナルセンター」としての意識が向上した。
- 「財務諸表」を通じて財政状況が公開され、法人の「説明責任」が法的に位置付けられた。
- 法人として中期計画を作成するようになり、法人として進むべき明確な方向性を全職員が共有するようになった。
- 業務の効率化、経費削減等に一定の効果があった。

### イ 問題点

組織の在り方、評価制度、予算措置などの法人制度の根幹に関わる部分を含めて、どちらかと言えば定型的な業務を効率的、効果的に行わせること等に主眼を置いた独立行政法人制度を適用することは、各国立文化施設等の機能強化を図る上で適切ではなく、その結果、各法人は極めて厳しい運営を強いられていると言わざるを得ない。具体的には、主な例だけでも以下のような問題点が指摘できる。

- 現段階では支出削減が最大の目的であり、様々な性格を持つ法人が「独立行政法人」として一括りにされ、国の文化政策等の一翼を担う国立文化施設等の特性、独自性を考慮しないまま、行政改革の一環として効率性が求められ、毎年度人件費の1%、一般管理費の3%、業務経費の1%が削減されている。このような一律削減に加え、臨時に削減が付加されることもあり、運営費交付金の削減は限界に達している。
- 目的積立金制度が有効に運用されず、法人が努力して利益を上げてもほとんど活用することができない。
- 評価の事務量が膨大で評価する側、される側にいわゆる「評価疲れ」が生じている。数量と数字による評価が主体で、企画の内容・意義に関する評価基準のないまま一律横並び評価となっている。苦勞して評価しても、その結果が業務運営に適切に活かされていない。
- 行き過ぎた効率化により、国立文化施設等のミッションの達成自体が危うくなっている。効率化、収益の拡大等に比重がかかり過ぎる結果、本来の事業や運営がミッションに基づいたものから、評価を得やすいものに陥りつつある。

**【論点】**現行制度においては、中期目標の期間終了時に、業務継続の必要性自体を検討するととされているが、これは事業の継続性などの基本的特性とは相容れないのではないか。

### 3. 見直しの方向

#### (1) 基本的考え方

- 現在、政府の行政刷新会議において、全独立行政法人の業務のゼロベースでの見直しと選別、及び独立行政法人の抜本見直しのために解決すべき制度的課題についての整理・検討が行われており、平成 22 年内に見直しの基本方針を策定し、平成 22 年度内を目途に制度的課題と併せて詳細設計を行うこととされている。
- 独立行政法人制度は制度疲労を起こしているとの指摘もあるが、同制度の良い点を生かしつつ、政府全体の同制度の見直しに関する検討と軌を一にして、国立文化施設等について、その基本的特性を十分に踏まえた、より望ましい制度の在り方について検討する必要がある。
- 検討の進め方については、まず国立文化施設等としてあるべき姿を掲げ、現行の独立行政法人制度の下でその運用改善により実現を図ることができるかどうかを検討する必要がある。その上で、運用改善のみでは対応できないと考えられる制度的課題については、国立研究開発機関(仮称)制度に関する検討状況も参考としつつ、1. (2)に述べたような国立文化施設等の基本的特性に配慮した新たな法人制度の創設も視野に入れて検討する必要がある。

**【論点】**新たな法人制度を検討する場合、法人ごとの性格や事業内容等の相違を考慮しつつ、対象法人の枠組みについてどのように考えるか。

#### (2) 法人の目標設定及び評価

##### ア 目標の内容等

- 現行の独立行政法人制度においては、中期目標に定めるべき事項として「業務運営の効率化に関する事項」や「財務内容の改善に関する事項」などの事項が掲げられているが、これらは、どちらかといえば、定型的な業務をいかに効率化させるかという観点からくるものであり、国立文化施設等に対して設定する第一義的な目標としては、必ずしもふさわしくないと考えられる。
- このため、より適切な目標を設定して適切な評価を行い、業務をプラスに転じていけるよう、国立文化施設等の基本的特性を十分に踏まえ、法人の目標として、例えば展示・公演・研究等の中核的事業の質向上、専門的人材の育成、公私立文化施設等との連携・協力、各分野における国際交流・協力等に関する事項を定めることを検討すべきである。

**【論点①】**各法人の目標として掲げるべき内容は、どのようなものか。

**【論点②】**現行の独立行政法人制度では、中期目標期間は3～5年とされており、実際、各国立文化施設等は全て5年に設定されている。例えば、展示・公演には、裏付けとなる長期にわたる収集・保管、企画・制作、調査研究が不可欠である等の側面があるとも考えられるが、法人の目標期間についてどう考えるか。

##### イ 目標の設定と評価の内容・手続

- 法人の目標を文部科学大臣が指示し、それに基づいて法人が業務を行うこと、法人の業務の実施状況を適切に評価すること自体は優れた仕組みであり、基本的な考え方は今後とも維持されるべきである。
- その上で、目標設定から評価に至る手続について、評価疲れのしない適切な評価を行うこと

ができるよう、次のようなサイクルとすることが考えられる。

- ①各法人から中期目標について評価方法や評価指標を含めて意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、文部科学省の設置する第三者の専門的評価機関の意見も聴いた上で、文部科学大臣が策定・指示する。
  - ②各法人が事業の実施状況や目標の達成状況等について自己評価を行い、文部科学省(第三者の専門的評価機関)に報告書を提出する。その際、報告書はなるべく簡素化する。
  - ③文科省の設置する第三者の専門的評価機関が自己評価報告書に基づいて、各法人と意見交換を行い、必要な改善策を示して、次期年度計画、次期目標の策定に役立てる。
  - ④第三者の専門的評価機関は、実際の事業や運営のモニタリング、期間中の法人との定期的な意見交換を実施する。
- 国立文化施設等に対する定量的で一律な評価方法は文化的創造性になじまないため、国立文化施設等の基本的特性を十分に踏まえた定性的評価や事業の質と運営の良否に関する評価をより重視すべきである。
  - 評価に際し、評価体制の構築や必要な経費の確保が重要である。また、専門機関による調査を活用することが考えられる。その際、施設の利用者のみならず非利用者に対するアンケートも重要である。なお、研究評価など単年度評価に向かないものは複数年度評価とすることも考えられる。
  - なお、目標を受けて各法人において中期の計画案を作成し、文部科学大臣の認可を受ける仕組みは基本的に維持されるべきであるが、状況変化等に迅速かつ適切に対応するため、法人の長と文部科学大臣との協議により、その変更が円滑に行われることが望まれる。

**【論点①】**国立文化施設等を国の文化政策等に明確に位置付け、国の文化政策等との連携を図る観点から、文部科学省の設置する第三者の専門的評価機関として、例えば文化審議会(科博については中央教育審議会)を活用することは考えられるか。

**【論点②】**事業の基本的特性に応じて適切に評価を行うことができるよう、評価の進め方や指標について詳細に検討する必要があるが、具体的にどのようなものか。

## ウ 評価結果の取扱い

- 現状は、評価結果が適切に活かされているとは言い難い。PDCAサイクルを確立し、評価を有効に機能させるとともに、事務運営の改善のためのインセンティブとなるよう、評価結果を次期中期目標期間における予算等に適切に反映すべきである。

## (3) 法人の予算措置・財源確保

### ア 継続的な業務運営を確保するための予算措置の在り方

- 国立文化施設等は、その基本的特性から、収支を度外視してでも必要な事業を行わなければならない、独立採算で自己収入のみにより事業を継続することはそもそも不可能である。
- 前述のとおり、現在、全ての独立行政法人について一律に一般管理費、業務経費、人件費の削減が義務付けられており、これ以上の削減は、国立文化施設等の目的や役割の達成を困難にするものであることから、一律削減の対象から除外すべきである。
- なお、各法人の努力によって得られた新たな財源によって、初めて各目標達成のためのパイロット事業、実験的な取組への投資が可能となるものであり、その意味においても財源確保が

重要である。

#### イ 自己収入増に向けたインセンティブが働く仕組み

- まずは各法人において自己収入の増加に向けた取組を強化すべきであり、経営努力によって収支改善や顧客満足度につながる意欲的な取組が機動的に実施できるようにすることが重要である。
- しかしながら、現行の独立行政法人の運営費交付金制度においては、中期目標期間の初年度に前期の自己収入実績を勘案した収支差補助を行うことを基本としているため、自己収入が増えるほど運営費交付金が減額される取扱いとなっている。
- このように法人の努力によって得られた収益が、専ら運営費交付金など国の支出を減らす財源に充てられ、インセンティブが働かないのは問題である。経営改善に向けたインセンティブが適切に働くよう、各法人の努力によって得られた財源は、各法人の目標達成のための事業や運営に再投資できる仕組みを早急に整えるべきである。
- そのほか各法人において、会員制の充実、収蔵品の貸出し、施設の貸出し、レセプション等、様々な手法を凝らして外部資金の獲得に努めるべきである。

#### (4) 収蔵品等の充実に向けた取組

##### ア 収蔵品等の充実

- まずは「国の顔」にふさわしい収蔵品等の充実が必要であり、日本の強みにもなる。そのため購入費の充実はもちろん、それ以外の手法も活用すべきである。
- 海外流出の恐れのある貴重な美術、自然史等の収蔵品等を継続的に記録・保管するとともに、建築関係資料、サブカルチャー等の収蔵品等も収集・保管することが大切である。
- 遺贈(寄贈)の活用による収蔵品等の充実も重要であるが、作品の受入れに当たっては、収蔵することが適切かどうか内容をよく吟味する必要がある。
- なお、計画的に取得できる美術品等については、別途国(文化庁)の予算で直接購入し国家財産として管理することも考えられる。
- また、日本芸術文化振興会が運営する各劇場が購入や寄贈により収集する芸能関係資料についても、その購入、活用、収蔵管理について同様の充実を図るべきである。
- 国立科学博物館においては、展示の計画的な更新とともに、最新の科学研究の成果等を機動的に展示に反映する必要がある。

##### イ 目的積立金制度の改善、基金の設定等

- 重要な美術作品等が市場に出てくる時期、価格は容易に予測できないため、単年度予算では対応できない場合もあり、取得した美術作品等のチェックを前提に、一定の資金の中で、柔軟に取得できるようにすべきである。
- 現在、目的積立金については、総務省の取扱いにより、第2期中期目標期間において経営努力認定の基準が厳格化したことから、国立文化施設等において剰余金が生じて承認申請してもほとんど承認されない運用となっており、独立行政法人制度の趣旨を損なう結果となっている。自己収入増加に向けたインセンティブの観点から、各法人の努力による増収分をその裁量により年度に縛られない機動的な美術作品等の購入、展示施設の更新等、より法人の活動充実の

ために活用できるよう、目的積立金の承認基準を見直し、各法人で積立てることができるようにすべきである。併せて、日本芸術文化振興会についても、利益から得た目的積立金を公演の充実、芸術文化活動支援の充実等の事業に速やかに使えるようにすべきである。

- 国立の美術館・博物館の顔となりうる美術作品や文化財等を機動的に購入、維持し、また、展示施設等を更新していくには、随時に使用可能な相当額の資金(基金)を各法人において確保しておくことが考えられる。当該資金(基金)については、現下の金利情勢等に鑑み、一定の条件下で取崩し可能とし、目的積立金若しくは目的積立金となるべき相当額から一定割合の振替え、国からの出資又は民間からの出捐等により財源を確保し、目標期間を超えて保持可能とする仕組みについて検討する必要がある。

**【論点】**目的積立金制度の改善や基金の設定に加え、機動的に美術品等が取得できるよう、長期借入金や債券発行について償還財源の確保に留意しつつ検討する余地はあるか。

### (5) 法人のガバナンス、国の関与

- 「独立行政法人」の名にふさわしい独立した運営がなされるべきところ、現状では各法人の理事長や館長に予算や定員に関する裁量権はあるものの、国の規制が大変強い。各法人や施設の裁量権を拡大し、自己責任の下、独自の事業展開ができるようにすることが必要である。
- 国立文化施設等は、国の文化政策等を直接担う機関として、一定の国の関与は必要である。しかしながら、国立文化施設等が意思決定できる項目と範囲をより広くし、自主性を発揮できるようにすべきである。その際、法人の長と文部科学大臣がより相互理解を深めることができるようにすることが大切である。
- 法人の長の諮問に応じて法人運営に関する重要事項を審議、助言する評議員会は、多くの法人で裁量により設置され、適切に機能しているため、各法人に共通して設置を課す必要はない。

**【論点】**国の関与については、文化そのものの価値を扱うことから抑制的であるべきと考えられる一方、国の文化政策(文化財保護、国際文化交流・研究交流)等を直接担う機関としての側面も持ち合せている点について、どのように考えるか。

### (6) 組織体制、人員配置の在り方

- 国立文化施設等の組織の在り方を検討するに当たっては、まずは各法人の独自性を明確にし、助長していくことが重要であり、これまで累次にわたり行われてきた異なる組織の併合による弊害をこれ以上増やすべきではない。現在の国立文化施設等の組織体制は極めて不十分であり、まずは財政基盤の確立が必要である。
- 各法人に経理・総務・人事、専門分野、営業分野など業務形態に応じて必要な理事を適切に配置し、法人の長の意思決定を適切に補佐すべきである。職員についても大幅な拡充を前提としつつ、法人本部機能を充実し、財務・経理・総務機能を充実させ、コンプライアンス、内部統制、内部監査等の機能を強化すべきである。展示企画や舞台のPR、販売等の営業も重要な業務であり、人事配置でも配慮されるべきである。なお、法人の長又は館長等に生え抜きの職員や専門家をより多く内部登用することも、士気向上の観点から今後重要になってくる。
- 各法人における人材育成が極めて重要だが、一律削減により人材育成どころでなく、これを直ちにやめるべきである。文化施設等の運営はまさに人によるのであり、思い切った措置が必



要である。

- 人員削減の影響により、学芸員等の異動に伴って継続的な事業実施に支障が生じる例もある。専門分野の調査研究における優秀な人材の育成・配置が不可欠であるほか、「収集・保存」「資料管理」「教育・普及」等でも系統的に行う必要がある。長期の人材育成プランを作り、人材確保の必要性を強く打出すべきである。
- 資金調達や広報部門の充実が必要。研究者と教育、事務系スタッフ（デザイン、財務等）の対等な関係づくり、組織づくりが大切である。研究、営業、宣伝・編集等の分野における人材育成は、組織の将来にとって重要であり、一般職に法人の業務をなるべく広く経験させたり、適材適所の人材を強化するなど、人事面で配慮すべきである。
- 人員削減によるサービスの質低下や事故が発生しないよう必要な人材を確保すべきである。

#### **4. 見直しに当たって留意すべき事項**

##### **(1) 収蔵品等の取扱い**

- 収蔵品保護のため保険適用が必要だが、国立文化施設等にとってその負担は相当なものとなる。国民の財産である収蔵品の保護方法や円滑な収集方策について検討が必要。併せて、長年の伝統と実績及び「国立」としての信頼に基づき預けられている寄託品の適切な保存管理の在り方についても検討が必要である。
- 収蔵品等を充実するに当たり、収蔵庫（保管スペース）の不足、事故発生時の対応の問題について、人的問題とセットで考える必要があり、特に収蔵品等の保存や収蔵庫の整備は、国民的理解を得て、社会的コストをかけてでも行うべきである。
- また、国内の個人や団体が管理するコレクションの散逸や海外流出の可能性があることから、それらのコレクションを「国の顔」として受入れる体制について検討が必要である。

##### **(2) 寄附税制の充実**

- 各法人が計画的に寄附金を集める仕組みを考え、収集体制を強化すべきである。関連して我が国においても寄附文化が広がっていくことが大切で、税制優遇措置を更に進めることが大切である。
- 寄附税制については、個人にとっては年末調整等の手続の煩雑さの問題、企業にとっては景気動向と経費処理の問題、NPO法人にとっては本来事業より寄附金収集が目的となつては本末転倒、といった側面があり、より使い勝手の良い仕組みを検討すべきである。

##### **(3) 博物館法の取扱い**

- 国立の博物館・美術館は博物館法上の登録博物館ではなく、公私立の博物館・美術館とは異なる位置付けにあることから、国立の博物館・美術館を博物館法に位置付け、国立の役割、公私立との違いを明確にすることを検討すべきである。

##### **(4) 日本芸術文化振興会に関する個別事項**

- 文化芸術活動への助成を行う芸術文化振興基金は、今後の「日本版アーツカウンシル」の試行的導入の実施を通じて、審査・評価体制の充実を図る必要があり、将来的には「日本版ア-

ツカウンシル」としての役割を担い、一元的に活動内容を評価・選定するような仕組みを検討すべきである。この芸術文化振興基金の充実を図るとともに、文化庁からの補助金、運営費交付金の安定的、継続的な支援を確保すべきである。

- 新国立劇場は、毎年相当数の地方公演を実施するとともに、国民全体のものとなるよう努力しているが、地方でもより多くの国民が良質な公演を鑑賞できるよう今後さらに努力すべきである。併せて、海外公演も一層積極的に行う必要がある。
- 国立劇場の芸能の後継者養成事業は国としても大切な仕事であり、伝統芸能の後継者や技術者等の専門人材の確保が困難になる一律削減は大変問題である。国立劇場おきなわを含む伝統芸能分野の養成事業への期待はますます大きくなっており、内容の充実はもとより、新たな組織を構築する必要がある。また、新国立劇場の研修事業は、公演水準を維持するために重要な役割を果たしている。
- 国立劇場、新国立劇場の公演の企画制作等は、職員自らが当たっており、演出家・舞台監督・照明・音響・舞台美術等の専門分野を含め、職員に有能な人材を確保するとともに、その後継者の育成に力を入れることも重要である。

#### (5)その他

- 一般競争入札等の推進は必要であるが、各業務の性質上、一般競争入札等が困難なものがあるため、競争性のあるものに限定するなど、国立文化施設等における一般競争入札等の範囲を検討すべきである。
- 国立劇場の舞台は生命に関わり、日々命懸けの舞台を俳優も含め経験している。国立科学博物館も子どもたちの安全確保に神経を使っている。安全上の見地から、展示や公演の企画等とも連携して、各法人の施設改修が喫緊の課題である。
- 特別展は、開催経費の大半をマスコミが負担し、国がリスクを負わずに入場料収入の一部を会場費のような形で一律に取る仕組みであるが、この仕組みは、経済状況から今後難しくなるおそれがある。

#### 【おわりに】

- 本意見の整理は、これまでに本検討会において出された意見を現時点において取りまとめたものであり、各論点について更に検討を深めることが必要である。併せて、現在進められている政府全体の独立行政法人制度の抜本改革に的確に反映されることを期待する。
- なお、適切な財務諸表や会計処理の仕組みを含め、より詳細な制度設計について、政府全体の独立行政法人改革の動きを注視しつつ、引き続き検討する必要がある。